

加古川市上下水道事業管理者交際費の公表に関する基準

平成 30 年 3 月 28 日

管 理 者 決 定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、公正で透明な上下水道事業の推進に資するため、加古川市上下水道事業管理者交際費（以下「管理者交際費」という。）の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第 2 条 管理者交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出分類
- (4) 摘要
- (5) 相手方
- (6) 支出額

2 前項の規定にかかわらず、弔慰等、交際の相手方に特段の配慮が必要な場合は、相手方等は公表しないものとする。

(公表の時期)

第 3 条 管理者交際費の公表は、支出日の属する月の翌月の末日（その日が市の休日にあたるときはその翌日）までに公表するものとする。

(公表の方法)

第 4 条 管理者交際費の公表は、加古川市上下水道局ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第 5 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後にあった管理者交際費について適用する。